

9 愛知県私立高等学校等入学納付金補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校等入学納付金補助金（以下「補助金」という。）は、私立高等学校又は私立専修学校高等課程（以下併せて「私立高等学校等」という。）に入学（編入学及び転入学を除く。以下同じ。）する者の入学時に納付する納付金（以下「入学納付金」という。）に係る父母の負担の軽減を図るため、愛知県内に私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）の行う入学納付金減免事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、設置者が、愛知県内に設置する私立高等学校等に在籍する生徒の入学納付金を負担した保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）のうち、経済的に困難な者に対して行う入学納付金の一部を減免する事業とする。

2 前項に定める入学納付金は、併修先の私立高等学校通信制課程（以下「通信制高校」という。）の入学納付金を含むものとする。

(補助の対象)

第3条 この補助の対象となる入学納付金は、受験料、学債及び授業料等経常的に納付するものを除くものとする。

(対象生徒の要件)

第4条 入学納付金補助の対象となる生徒（以下「対象生徒」という。）は、当該生徒及び保護者等が愛知県内に居住し、かつ、保護者等が別表第1に定める所得基準のいずれかに該当する者とする。

2 対象生徒の保護者等が原子力災害被災地域において被災した者、又は別表第5に定める大規模災害により家屋の全壊、半壊、流失、一部流失等の被害を受けた者であり、授業料の負担が困難と認められる者は、前項における「愛知県内に居住」している者とみなす。

なお、原子力災害被災地域において被災したこととは、次のいずれかの者をいう。

- ・警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者
- ・緊急避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住していた者、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者

(対象生徒の要件の特例)

第5条 保護者等が、転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒及び生徒と生活を共にする者の生活の本拠が県内にあるときは、前条第1項の規定の適用に当たっては、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなす。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は定額とし、別表第2に定める区分ごとの額とする。

2 専修学校高等課程に入学し、通信制高校を併修する場合は、前項に定める額に加え、別表第3に定める額を補助する。

(対象生徒の要件の確認)

第7条 補助金の交付を受けようとする設置者は、対象生徒が要件に該当するかどうかを確認するため、次に掲げる書類を提出させ、これを審査しなければならない。ただし、第1号の書類がなくても、審査することができる。

- (1) 保護者等の個人番号情報を記載した書類
- (2) 市町村長が発行する保護者等の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額の証明書（以下「所得

証明書」という。)。ただし、別に定める所得証明書によらない場合は、その事由により必要な書類

(3) 第5条に規定する条件に該当する場合は、その事実を証するに足る書類

(4) 第4条第2項に規定する条件に該当する場合は、保護者等の所得証明書の他、別表第4に定める書類
(個人番号情報の取扱い)

第8条 申請者から提出された個人番号情報の取扱いについては、高等学校等就学支援金等に関する事務等における
特定個人情報の取扱要領に定める。

(申請手続)

第9条 規則第3条に規定する申請書および添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

(1) 愛知県私立高等学校等入学納付金補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 入学納付金補助事業計画書(様式第2号)

(3) 入学納付金減免実施要領

(4) その他知事が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載し
た書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第11条 補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までと
する。

(計画変更の承認)

第12条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あら
かじめ変更交付申請書(様式第3号)に関係書類(様式第4号)を添えて知事に提出し、その承認を得なければな
らない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、
この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を得なければなら
ない。

(補助事業の実施方法)

第14条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象生徒に対し補助額に達するまで入学納付金を減免しなければな
らない。

2 補助事業者は、対象生徒に対し入学納付金を減免したときは、保護者等からこれを証する書類を徴するものとす
る。

(事業遅延の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、補助事業遂
行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければなら
ない。

(実績報告)

第16条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は、各2部とする。

(1) 愛知県私立高等学校等入学納付金補助金実績報告書（様式第5号）

(2) 入学納付金補助事業実績書（様式第6号）

(3) 補助事業に係る収支計算書（様式第7号）

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）した日から起算して20日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第17条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付額の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（秘密の保持）

第19条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、対象生徒及び保護者等について知り得た事実をみだりに他にもらしてはならない。

（実施細則）

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

区分	所得基準
甲	課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当

	該額の4分の3を乗じた額)を控除した額(以下、「算定基準額」という。)が212,700円未満の世帯
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯

別表第2

区 分	1人当たり補助額		
	高等学校 (全日制・定時制)	高等学校 (通信制)	専修学校高等課程
別表第1の所得基準の区分「甲」	200,000円	30,000円	150,000円
別表第1の所得基準の区分「乙」	100,000円	15,000円	75,000円

ただし、入学納付金がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、入学納付金を限度として補助する。

別表第3

区 分	1人当たり補助額
	通信制高校併修分
別表第1の所得基準の区分「甲」	19,000円
別表第1の所得基準の区分「乙」	9,500円

ただし、併修分の入学納付金がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、併修分の入学納付金を限度として補助する。

別表第4

要件	提出書類
家屋の全壊、半壊、流失、一部流失、床上浸水の被害を受けた者	り災証明書
原子力災害被災地域において被災した者	被災証明書 又は り災証明書

別表第5

対象となる大規模災害
・令和6年能登半島地震

愛知県私立高等学校等入学納付金補助金交付要綱実施細則

1 対象生徒の取扱い

私立高等学校等が独自に行っている入学料の免除（返還を要しない奨学金を含む。）を受けている生徒は対象としない。ただし、入学料の一部を免除されている生徒については、免除された入学料の金額を除き、対象とする。

2 所得証明書について

- (1) 交付要綱第7条の所得証明書は、当分の間、愛知県私立高等学校等授業料軽減事業に用いるものを使用することができる。その場合は、授業料軽減を入学納付金減免と読み替えるものとする。
- (2) 愛知県私立高等学校等授業料軽減事業の申請に添付する所得証明書について、補助事業者は、対象生徒が入学する年度の前年度の保護者等の所得証明書により課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を確認することができるものとする。
- (3) 交付要綱第7条の対象生徒の要件の確認については、保護者である両親に共に所得がある場合には、両親の算定基準額を合算して判断する。ただし、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待など、就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者の場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。
- (4) 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の算定基準額をもって判断する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、同条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長又は同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、法人である未成年後見人又は、民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が保護者である場合には、生徒本人の所得又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。
- (5) 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の所得により判断する。ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の所得により判断する。
- (6) 要綱第7条第2号ただし書きに定める所得証明書によらない場合及び必要書類とは、次に掲げるものをいう。

生活保護

生活保護を受けていることを証する書類（社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護に基づく非課税証明書）

3 県内に住所を有するとみなす場合の提出書類等について

- (1) 要綱第7条第3号に定める書類は次のとおりとする。
 - ア 勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類
 - イ 保護者等の住民票
 - ウ 対象生徒及び同居する親族の住民票
- (2) 保護者等が国外に住所を移している場合は、前号ア及びウに規定する書類のほか、家族支給分を含む給与支払証明書を添えて、別に定める日までに知事へ協議するものとする。
- (3) 第1号に規定する書類を愛知県私立高等学校等授業料軽減事業の申請に添付した場合は、補助事業者は当該添付書類により、保護者等が要件に該当することを確認できるものとする。また、第2号に規定する書類の原本を愛知県私立高等学校等授業料軽減事業における対象生徒の要件確認に関する協議に添付した場合は、同号に規定する協議に、当該書類の原本に代えて写しを添付することができるものとする。

- 4 口座振込により還付を行った場合、交付要綱第14条第2項に定める書類は、口座振込に係る振込明細書等をもって替えることができるものとする。